

(厚生労働省6(Ⅲ-5-1))

(厚生労働省6(Ⅲ-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5：労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること				担当 部署名	労働基準局		作成責任者名	労働保険徴収課長 宿里 明弘				
施策の概要		労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。												
施策を取り巻く現状		1. 労働保険の適用徴収制度の概要 - 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 - 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 - 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。 2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) - 行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 - 令和35年度末時点の適用事業数は約344万事業。 - 労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。 3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) - 納付期限までに保険料納付が行われない場合 - 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 - 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 - 令和5年度は4兆624億円を収納、収納率は99.1%となっている。平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながら順調に改善している。												
施策実現のための課題		労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。												
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由						
		目標1	労働保険適用促進					労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。						
		(課題)												
		目標2	労働保険料の適正徴収					費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。						
(課題)														
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値								
○1	未手続事業対策により労働保険に加入した事業数(アウトプット)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度(42,834件)以上	前年度(48,594件)以上	前年度(42,759件)以上	前年度(39,040件)以上	前年度(36,222件)以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。 実績値の出典：労働保険徴収課調べ		・当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。労働保険の未手続事業場を特定することは極めて難しく、一定の水準を設定することは難しいが、未手続事業場名簿の精度向上を図る等の施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。	
48,594	42,759	39,040	36,222											
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する指標番号	実績値の出典：徴収課調べ達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(1)	労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	16,001百万円	16,572百万円	17,890百万円	1	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人でも使用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成などの労働保険の適用促進に係る業務を実施する。						002476		
		15,542百万円	15,928百万円											

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
○2	労働保険料収率 (アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度 (99.1%)以上	・ 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。 ＜実績値の算出式・実数＞ 収納済歳入額÷徴収決定済額×100 平成30年度:2,487,339,850,989÷2,516,227,697,100×100 令和元年度:2,526,390,770,049÷2,554,459,856,645×100 令和2年度:2,564,880,143,907÷2,616,726,878,471×100 令和3年度:2,608,092,002,204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度:3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 令和5年度:4,062,425,907,442÷4,099,907,329,083×100 実績値の出典:労働保険徴収課調べ	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があり、一定の水準を設定することは難しいが、納付の督促や口座振替、電子申請・納付の推進等の様々な施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかった結果である前年度の収率を基準として、この目標値を選定した。	
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額										
(2)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	6,889百万円	7,032百万円	8,053百万円	2	納入督促などの労働保険の適正徴収に係る業務を実施する。					002476		
		5,413百万円	6,022百万円										
施策の予算額(千円)		令和4年度				令和5年度				令和6年度		政策評価実施時期	令和6年度
		22,890,029				23,603,992				25,943,695			
施策の執行額(千円)		20,955,519				21,950,233							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		—						—		—			